



# LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2014 年 NO07 総 61 期

## 目 次

### IP ニュース

- 国際知的財産権環境研究報告発表会が北京で開催された
- 最高法: 専利紛争案件の法律適用問題に関する司法解釈 一般向け意見募集
- 世界知的所有権機関(WIPO)が北京事務所を開設した
- 「中国専利権侵害訴訟情況研究報告(1985-2013)」が発表

### ビジネスニュース

- 発改委: 我国は、専利代理など 15 項目の専門サービスのチャージ標準を初めて自由化した

### 新法速達

- 著名商標認定・保護規定(改正)
- 納税信用管理弁法(試行)
- 市場仕入貿易監督管理弁法及びその監督管理方式関連事項についての公告
- 納税者の増値税専用発票對外発行関連問題についての公告

## IPニュース

### 国際知的財産権環境研究報告発表会が北京で開催された

7月18日、国際知的財産権環境研究報告発表会が北京で開催された。発表会において、国家知識産権局は、国際知的財産権環境主題研究の第三回3回目の成果発表を行った。その内容は、国家(米国、日本、韓国)税関の知的財産権保護、海外知的財産権紛争の交替的な争議解決メカ



ニズム、企業の上場、買収・合併・再編、知的財産権サービス規範と規格研究などにかかわり、参加者・来場者の注目を浴びた。国家知識財産権局は、現在までに、米国、欧州連合、韓国、東南アジア諸国連合及び新興国などを含む国家・地域の知的財産権環境報告18通を起草し、完成させた。

全文: [http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201407/t20140723\\_983869.html](http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201407/t20140723_983869.html)

### 最高法: 専利紛争案件の法律適用問題に関する司法解釈 一般向け意見募集

先日、最高人民法院は、「最高人民法院により専利紛争案件の審理における法律適用問題の若干規定の改正に関する決定」を公表し、一般向け意見募集を始めた。近年の審判実践で見られる新たな動向と注目される問題点を踏まえ、最高裁の知的財産権審判法廷がこの司法解釈を起草した。

意見募集の締切日は2014年8月15日。下記の二つの方式を通じて送付することができる。

(1) E-mail。(zhuanliyijian@163.com)

(2) 郵送。(北京市東城区東交民巷27号 最高人民法院知識財産権審判庭 〒100745)

全文: <http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=5713>

### 世界知的所有権機関(WIPO)が北京事務所を開設した

7月10日、世界知的所有権機関(WIPO)が北京事務所を開設し、開設式典を行った。この事務所は、米国、日本、シンガポール、ブラジルに続き、WIPOの5番目の海外拠点となる。世界知的所有権機関は、1970年に設立され、スイスのジュネーヴに本部を置く。現在の加盟国は187か国を有する。

全文: <http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=5685>

#### 隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

## 「中国専利権侵害訴訟情況研究報告(1985—2013)」が発表

先日、国内第一弾の「中国専利権侵害訴訟情況研究報告(1985—2013)」が発表された。報告によると、2013年12月までに結審した中国専利権侵害訴訟案件の件数は約2万件、一審における請求金額は20億人民元を超えた。

また、報告によると、中国専利権侵害訴訟一審受理法院のランキングからみた広東省広州市中級人民法院の受理量は最高で、21.32%を占め、第2位の浙江省寧波市中級人民法院と比べると、約13%高い。ちなみに、上海と北京の中級人民法院は、それぞれ約10%である。

全文：<http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=5649>

## ビジネスニュース

### 発改委：我国は、専利代理など15項目の専門サービスのチャージ標準を初めて自由化した

7月16日、国家發展改革委員会は、専利代理など15項目の専門サービスのチャージ標準を初めて自由化し、市場での価格調整を実行することを決めた。

今回、価格を自由化した専門サービス項目は、専利代理サービス、報関サービス、CQC等の15項目である。

全文：

<http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=5725>



## 新法速達

### 著名商標認定・保護規定(改正)

国家工商行政管理総局が10日、3日に公布の『著名商標認定・保護規定(改正)』を正式発表した。

当該規定の主要内容については下記の通りである。

1. 著名商標とは、中国において多くの人が熟知している商標であり、商標を使用して表示している商品又はサービスと関連する消費者、商品の生産又はサービスの提供に従事するその他経営者及び取次販売における販売者と関連人員等を含む。著名商標は「個別事例の認定、被動的保護」の原則に従う。

2. 当事者が商標法第33条の規定に基づいて商標局に異議を提出し、商標法第13条の規定(著名商標に対する保護条項、以下も同様)により著名商標保護を請求する場合、商標局に著名商標保護の書面請求を提出し、その商標が著名商標に構成する証拠を提供す

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

ることができる。当事者が商標不登録の再審議案件と無効宣告請求案件において、商標法第 13 条の規定により著名商標保護を請求する場合、商標審議委員会に著名商標保護の書面請求を提出し、その商標が著名商標に構成する証拠を提供することができる。

3. 商標局、商標審議委員会が著名商標を認定する際に、商標法第 14 条第 1 項(著名商標認定が配慮すべき要素)及び相応の証拠書類を総合的に考慮しなければならない。但し、著名商標の認定は全ての要素に符合することを前提としない。商標局、商標審議委員会が著名商標を認定する際に、地方工商行政管理部署が関連状況を確認する必要がある場合、関連地方工商行政管理部署は協力しなければならない。

また、商標登録審査、商標紛争処理と工商行政管理部署の商標違法案件の取締中に、当事者が商標法第 13 条の規定により著名商標保護を請求する際に、当該商標の中国にて著名商標として保護された記録を提供ができることも明確にした。

全文: [http://www.saic.gov.cn/ywdt/ztbd/zscq/zcfb/201407/t20140717\\_146858.html](http://www.saic.gov.cn/ywdt/ztbd/zscq/zcfb/201407/t20140717_146858.html)

### 納税信用管理弁法(試行)

国家税務総局が近日、4 日に公布の『納税信用管理弁法(試行)』を正式発表した。

当該弁法の主要内容については下記の通りである。

1. 納税信用情報収集とは、税務機関が納税者の納税信用情報に対する記録を指す。納税信用情報は納税者の個人情報、税務内部情報、外部情報を含む。納税信用情報収集業務は国家税務総局と省税務機関が組織して実施し、月ごとに収集する。納税信用評価の年間評価は年間評価指標得点と直接評価方式を採用し、直接評価方式は信用嚴重喪失行為がある納税者に適用する。

2. 納税信用ランキングは A、B、C、D 四つのランクに分けられる。A ランク納税信用は年間評価指標得点 90 点以上、B ランク納税信用は年間評価指標得点 70 点以上 90 点以下、C ランク納税信用は年間評価指標得点 40 点以上 70 点以下、D ランク納税信用は年間評価指標得点 40 点以下、又は直接評価で確定する。税務機関は、毎年 4 月に前年の納税信用評価結果を確定し、納税者に自己レファレンスサービスを提供する。

3. 税務機関は、信用重視奨励、信用喪失懲戒の原則に基づき、異なる信用ランキングに分類サービスと管理を実施する。納税信用評価が A ランクの納税者に対して、税務機関は単回で 3ヶ月分の増値税発票の用量の受取、増値税発票の用量調整の即時取扱、普通発票の自動受取等の奨励措置を与える。納税信用評価が D ランクの納税者に対しては、輸出税金還付の審査強化、納税評価強化、申告された各資料の厳格審査、重点コントロール対象の取入等の措置を採用する。

全文: <http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c749755/content.html>

### 市場仕入貿易監督管理弁法及びその監督管理方式関連事項についての公告

税関総署が 4 日、1 日に公布の『市場仕入貿易監督管理弁法及びその監督管理方式に関する事項についての公告』を正式発表した。

当該公告の主要内容については下記の通りである。

#### 隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: [patent@longanlaw.com](mailto:patent@longanlaw.com)

<http://www.longanlaw.com>

1. 市場仕入貿易方式とは、条件に符合する経営者が国家商務主管等の部署が認定する市場集中区における仕入れ、通関申告 1 回の貨物価値が 15 万(15 万を含む)米ドル以下、仕入地にて輸出商品通関手続きを行う貿易方式を指す。国家の輸出禁止、制限商品、認定を経ない市場集中区より仕入れる商品、市場仕入商品認定体系の確認を経ない商品、現金を使用して決算する商品等は市場仕入貿易方式を適用しない。

2. 地方政府が国家商務主管等の部署の認定を経た市場集中区の範囲及びその商品城、専門市場及び専門町の名称と住所を対外に公告すると同時に、税関に届出し、その届出情報の真実性に対して責任を負わなければならない。市場仕入貿易に従事する対外貿易経営者は、市場所在地の商務主管部署に市場仕入貿易経営者届出手続きを行った後、『中華人民共和国税関通関申告単位登録登記管理規定』(税関総署令第 221 号)に基づいて税関で登録登記手続きを行うこと。



3. 対外貿易経営者が代理輸出する商品の真実性、合法性に対して責任を負い、代理輸出の商品情報による市場仕入商品認定体系中の入力を担当し、認定体系を通じて経営者に提供して確認する。市場仕入商品認定体系の確認を経た商品情報は市場仕入貿易総合管理システムを通じて税関とデータ

のネットワーク共有を実現し、税関が市場仕入貿易双方管理システムによって、市場仕入貿易輸出商品に対して監督管理を実施する。

また、通関区域を越えて輸出する市場仕入貿易輸出商品に対して、対外貿易経営者又はその代理人が仕入地の税関で税関転換輸出手続きを行い、出国地の税関で税関転換の取込手続きを行わなければならないこと。

全文: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info711788.htm>

### 納税者の増値税専用発票対外発行関連問題についての公告

国家税務総局が近日、2 日に公布の『納税者の増値税専用発票対外発行関連問題についての公告』を正式発表した。

公告により、納税者が増値税発票を対外に発行する際に下記の条件を同時に符合した場合、増値税専用発票の対外虚偽発行に属さないことを明らかにした。

1. 納税者が発票(インボイス)の受取人に貨物を販売し、又は増値税の課税労務、課税サービスを提供した。
2. 納税者が発票の受取人に販売した貨物、提供した課税労務又は課税サービスの代金を受領し、又は販売代金を請求する証憑を取得した。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

3. 納税者が規定により発票の受取人に発行した増値税専用発票の関連内容が、販売した貨物、提供した課税労務又は課税サービスと符合し、且つ当納税者が合法的に取得し、自分の名義で発行した増値税専用発票である場合。

また、当該政策は 2014 年 8 月 1 日より施行し、発票の受取人である納税者が前述条件に符合する増値税専用発票を取得した場合、増値税の税金控除証憑をとして仕入税額から控除できることも明確にした。

全文：<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c749730/content.html>